

## 直轄道路・直轄河川の移管について

## これまでの経過等

## 1 直轄道路・直轄河川チーム第1回会合(H23.2.24)結果

- 当面は、国土交通省において、都道府県内完結路線・河川の内容や財源について具体的に整理。
- 財源問題について、総務省及び国土交通省の両政務官が山口県知事に相談・報告しながら、前向きにまとめる努力。その状況を踏まえ第2回会合を開催。

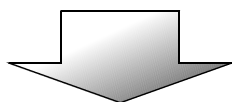
## 2 アクション・プラン推進委員会及び地域主権戦略会議の概要

## (1) 国の考え方(H23.7月)

- バイパス現道など協議の熟度の高い国道・河川から、国土交通省と都道府県で個別の協議を進めたい。
- 移管のための財源のあり方や条件がすべて成就しなければ、移管に向けた案件が進まないということではない。
- 財源措置の取扱いは、移管対象案件が見えてきたら移管協議と並行してする。

## (2) 上田埼玉県知事の配付資料(地域主権戦略会議(H23.10月))

- 県内完結の直轄道路・河川は原則移管。その前提として、三省合意を踏まえ、財源移管の基本スキームを明示すべき。地方の意見を十分踏まえて、直轄チームで議論を詰めるべき。
- バイパス完成後の現道は、財源移管のルールの大枠を固めた上で、個別事情にも配慮した協議を直轄チームの進行管理の下で進めていくべき。



- ▼ 国からは、具体的な財源フレームは示されていない。
- ▼ 第2回会合は開催されていない。

## 3 財源フレームの提案

国から財源フレームを明示させるため、地方から財源フレーム案を国に提案。

## 【財源フレームの基本的な考え方】

- ① 同一都道府県内で完結する路線・河川を先行的に移管。
- ② 当面は国交付金。その際、移管に必要な額が確実に措置されるフレームが必要。
- ③ バイパス現道に係る財源措置も、県内完結路線等の移管に係る財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要。その上で、財源措置は、箇所ごとの経緯や規模等も踏まえ、個々の状況で判断。